

4 東農発第544号
令和5年3月29日

区市町村農業委員会長 様

一般社団法人
東京都農業会議
会長 青山 侑
(公印省略)

令和5年度農業委員会活動推進要領の送付について

平素、本会の活動推進にあたりましては、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年2月16日開催の第64回東京都農業委員会・農業者大会において「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」を決定し、活動を具体的に進めるため東京都農業会議第132回通常総会において「令和5年度農業委員会活動推進要領」を定めたとところでございます。

令和5年度には、都内の7割の農業委員会で任期満了により、新たな農業委員および農地利用最適化推進委員が選任されることとなり、これまでの活動を引き継ぎさらに推進していくことが重要となっています。

また、農業委員会法第7条の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることが義務化されたことから、新たに指針を定め、活動を進めることが必要となっています。

こうした中、市街化区域以外に関しては、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域計画や目標地図を作成し、地域農業の将来像を描いていくことが求められており、あわせて、認定農業者や認定新規就農者の規模拡大や新規参入をさらに促進するため、農地中間管理事業等の活用が重要となっています。

都市農地においては、特定生産緑地に指定された農地の有効活用を推進し、生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法による貸借の活用を進め、さらに、農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」を農業委員会で整備しマッチング活動を推進することで、都市農業・農地の利用促進につなげていくことが期待されています。

農業の担い手については、都市農地貸借円滑化法の施行により、市街化区域においても認定新規就農者制度の具体的な活用が可能となっていることから、今後は、都内全域で本制度を活用した農業後継者や新規就農者の支援を行うことが重要です。

さらに、農業委員会は、これらの活動を通じ得られた農業者の意見や知見をもとに、関係行政機関への意見提出につなげることで、農業・農地施策の改善に積極的に貢献することが求められています。

このような情勢のもと、令和5年度においては、別添推進要領のとおり重点活動を定め、統一活動とともに全農業委員会において積極的に取り組むこととしております。

つきましては、下記のとおり、標記要領等を下記により送付いたしますので、令和5年度の農業委員会活動の推進につきまして、農業委員・農地利用最適化推進委員各位に積極的な取り組みをいただきますよう貴職の特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

送付内容

- ・令和5年度農業委員会活動推進要領
 - ・農業委員会活動の積極的推進に関する決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- なお、本要領および決議につきましては、Eメールでも送付しております。

担当＝東京都農業会議 業務部 飯田
Tel：03-3370-7146
E-mail：gyoumu@tokaigi.com

令和5年度農業委員会活動推進要領

～ 未来につなぐ農業委員会活動と農地の有効活用等の促進に向けて ～

令和5年3月16日
一般社団法人
東京都農業会議

I 目的

東京都内の農業委員会は、毎年、統一活動および重点活動を定め、農地の利用促進や担い手の支援等を積極的に進めてきた。

平成28年4月1日に農業委員会法の一部改正法が施行され、令和5年度には、都内の7割の農業委員会で新体制移行後2回目となる任期満了により、新たな農業委員および農地利用最適化推進委員が選任されることとなる。

また、令和5年4月1日から農業委員会法第7条の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることが義務化されたことから、これまでの活動計画を改め、新たに指針を定めて、農業委員会活動を進めることが必要となっている。

こうした中、多様性を有する東京農業において、市街化区域以外に関しては、令和5年4月1日に施行の改正農業経営基盤強化促進法に基づき、地域計画や目標地図を作成し、地域農業の将来像を描いていくことが求められており、あわせて農業振興地域等を中心に、認定農業者や認定新規就農者の規模拡大や新規参入をさらに促進するため、新たな農地制度の周知と農地中間管理事業等の活用が重要となっている。特に、島しょ地域等においては、農地中間管理事業の仕組みによる所有者不明農地の貸借を活用すること等を進めていく必要がある。

都市農地においては、平成30年4月1日に特定生産緑地制度が施行され、これまで農業委員会の最重要活動として特定生産緑地制度の周知と指定の促進に努め、その結果、都内の対象の生産緑地の90%以上が特定生産緑地に指定された。

今後は、特定生産緑地に指定された農地の有効活用を推進し、所有者による耕作が困難なときには、生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法による貸借の活用を進め、さらに、農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」を農業委員会で整備しマッチング活動を推進することで、都市農業・農地の利用促進につなげていくことが重要となっている。

農業の担い手については、都市農地貸借円滑化法の施行により、市街化区域においても認定新規就農者制度の具体的な活用が可能となっていることから、今後は、都内全域で本制度を活用した農業後継者や新規就農者の支援を行うことが重要である。

そして、農業委員会は、これらの農業委員会活動を通じ得られた農業者の意見や知見をもとに、関係行政機関への意見提出につなげることで、農業・農地施策の改善に積極的に貢献することが求められている。

このような情勢を受けて、令和5年度においては、重点活動を定め、統一活動とあわせ積極的に取り組むものとして、令和5年度農業委員会活動推進要領を定めるものとする。

II 推進要領

1. 重点活動

(1) 未来につなげる農業委員会活動

令和5年度には、都内の約7割の農業委員会で任期満了による新たな農業委員および農地利用最適化推進委員が選任されることから、これまでの活動を引き継ぎ、より一層の組織活動および地域活動を進める。

(2) 「農地等の利用の最適化に関する指針」の策定

農業委員会法第7条の「農地等の利用の最適化に関する指針」を定めることが義務化されたことから、これまでの活動計画を改め、新たに指針を定め、農業委員会活動を進めることが必要となっている。

(3) 農地の有効活用の推進

市街化区域以外については、令和5年4月1日に施行の改正農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画や目標地図の作成を着実に進める。あわせて、農地中間管理事業等の周知と活用を進め、地域の活性化に繋がるよう、農地の有効活用を推進する。

都市農地については、特定生産緑地に指定された農地の有効活用を推進し、所有者による耕作が困難な場合などには、生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法による貸借の活用を進め、都市農業農地の利用促進につなげていく。

1) 地域計画・目標地図の作成に取り組む（市街化区域以外）

令和5年4月1日に施行される改正農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画や目標地図の作成を着実に進める。

2) 農地のあっせん・利用促進活動に取り組む（市街化区域以外）

市街化区域以外については、農地利用状況調査等により把握した未活用農地等について、認定農業者や認定就農者をはじめとする担い手および新規就農希望者等に農地を積極的にあっせんし、農地中間管理事業法等を活用した農地の有効活用をはかる。

3) 都市農地貸借円滑化法を活用した生産緑地の有効活用（市街化区域）

都市農地貸借円滑化法による生産緑地の有効活用をさらに進めるため、都市農地保全調査等を活用し、農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」の整備を進め、マッチング活動を推進することで、都市農業・農地の利用促進につなげていく。

(4) 農業者の意見集約と関係行政機関等への意見の提出

農業委員会は、関係行政機関等に対し必要と認められたときは農地利用最適化推進施策の改善等について具体的意見を提出することが義務づけられ、意見を提出された関係行政機関等は施策の実施等にあたってはその意見を考慮しなくてはならないと農業委員会法第38条に規定されている。その役割の重要性を鑑み、特に特定生産緑地に指定された農地の有効活用施策等について検討を進め、座談会等により得た農業者の意見を集約し、関係行政機関に対し意見の提出等を行う。

(5) 農業後継者等新たな担い手への支援活動

1) 認定新規就農者制度の周知と活用の推進

都市農地貸借円滑化法の施行により、市街化区域においても、認定新規就農者制度の活用が可能となった。今後は、農業後継者や新規就農者については認定新規就農者制度の周知と活用を進める。

さらに、認定新規就農者となることで活用が可能となる東京都や国の支援事業および農業者年金のメリットなどについて、周知を進める。

2) 認定農業者制度の周知と活用の推進

認定農業者制度の啓発および掘り起こしを行うとともに、区市町村独自の支援策の導入および認定農業者へのフォローアップ等支援活動を行う。

また、年齢等の要件により認定新規就農者の対象とならない者については、認定農業者制度の周知と活用を推進する。

(6) 農業者や地域住民に向けた情報活動の推進

啓発資料等を活用し、農業者には今後法定化が見込まれている人・農地プランや民法改正などの農地制度等の情報提供を行い、地域住民には地域農業への理解を深める情報提供活動を行う。

1) 農業委員会だよりを発行し、農地制度や地域農業等の情報を広く伝える。

2) 農地制度を的確に把握するため、全国農業新聞と全国農業図書の普及と活用を進める。

3) 広報やホームページ等を活用し、農地制度や地域農業等に関する情報を提供する。

2. 統一活動

(1) 農業委員会組織活動

— 農地等の利用の最適化を推進する組織活動に取り組む —

農業経営支援ならびに農業と市民との架け橋・情報活動等が農地等の利用の最適化の推進につながることから、農業委員会組織で取り組む。

1) 農業経営支援活動

① 農業経営支援活動の実施

認定農業者をはじめとする農業経営者組織の活動を支援するとともに、農業経営先進事例研究会および簿記記帳講習会等を開催する。

② 家族経営協定を推進する

家族経営協定の推進に取り組み、認定農業者の共同申請を進める。

③ 農業者年金への加入推進に取り組む

農業者年金のメリットを広く周知し、各農業委員会で2名以上の加入に向け取り組む。

2) 農業と市民との架け橋活動

① 市民との交流活動を推進する

農業見学会（農ウォーク）やシンポジウムの開催、援農ボランティアの育成などを通じ、消費者が地域農業の支援者となるべく意見交換を進める。

② 教育・福祉との連携を強化する

教育委員会との意見交換、食農教育への協力、体験学習および職場体験の受け入れなどに取り組む。

(2) 農業委員・農地利用最適化推進委員日常活動

－ 地域の農地等の利用の最適化を推進する活動に取り組む －

農業委員および農地利用最適化推進委員一人ひとりの取り組みが組織の原動力となることから、日常活動において地域を見回り行動し記録する活動に取り組み、地域の農地等の最適化を推進する。

1) 農地の肥培管理と利用促進

農業委員および農地利用最適化推進委員が日常活動として地域の農地パトロールを行い、農地の状況を的確に把握し地域の農地の保全と利活用を進める活動に取り組む。

2) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの活用の推進

活動記録の徹底をはかり、毎月の総会でとりまとめ、情報交換等を行う。

3) 農業者への支援活動

認定農業者等を支援するとともに、家族経営協定の締結や農業者年金の加入推進などに取り組む。

4) 地域農業の確立に向けた連携活動

市民との交流活動、体験学習、職場体験の受け入れなどに取り組む。

5) 情報収集・情報発信活動の推進

各地区において関係資料を活用した情報の発信および意見の収集・把握に取り組み、農地制度等の周知をはかる。

さらに、全国農業新聞の普及と全国農業図書の活用をはかる。

令和5年 3月16日

一般社団法人 東京都農業会議 第132回通常総会

農業委員会活動の積極的推進に関する決議

～ 未来につなぐ農業委員会活動と農地の有効活用等の促進に向けて ～

東京都内の農業委員会は、毎年、統一活動および重点活動を定め、農地の利用促進や担い手の支援等を積極的に進めてきた。

平成28年4月1日に農業委員会法の一部改正法が施行され、令和5年度には、都内の7割の農業委員会で新体制移行後2回目となる任期満了により、新たな農業委員および農地利用最適化推進委員が選任されることとなる。

また、令和5年4月1日から農業委員会法第7条の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることが義務化されたことから、これまでの活動計画を改め、新たに指針を定めて、農業委員会活動を進めることが必要となっている。

こうした中、多様性を有する東京農業において、市街化区域以外に関しては、令和5年4月1日に施行の改正農業経営基盤強化促進法に基づき、地域計画や目標地図を作成し、地域農業の将来像を描いていくことが求められており、あわせて農業振興地域等を中心に、認定農業者や認定新規就農者の規模拡大や新規参入をさらに促進するため、新たな農地制度の周知と農地中間管理事業等の活用が重要となっている。特に、島しょ地域等においては、農地中間管理事業の仕組みによる所有者不明農地の貸借を活用すること等を進めていく必要がある。

都市農地においては、平成30年4月1日に特定生産緑地制度が施行され、これまで農業委員会の最重要活動として特定生産緑地制度の周知と指定の促進に努め、その結果、都内の対象の生産緑地の90%以上が特定生産緑地に指定された。

今後は、特定生産緑地に指定された農地の有効活用を推進し、所有者による耕作が困難なときには、生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法による貸借の活用を進め、さらに、農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」を農業委員会で整備しマッチング活動を推進することで、都市農業・農地の利用促進につなげていくことが重要となっている。

農業の担い手については、都市農地貸借円滑化法の施行により、市街化区域においても認定新規就農者制度の具体的な活用が可能となっていることから、今後は、都内全域で本制度を活用した農業後継者や新規就農者の支援を行うことが重要である。

そして、農業委員会は、これらの農業委員会活動を通じ得られた農業者の意見や知見をもとに、関係行政機関への意見提出につなげることで、農業・農地施策の改善に積極的に貢献することが求められている。

このような情勢を受けて、令和5年度においては、重点活動を定め、統一活動とあわせ積極的に取り組むものとする。

記

I 重点活動

1. 未来につなげる農業委員会活動

令和5年度には、都内の約7割の農業委員会で任期満了による新たな農業委員および農地利用最適化推進委員が選任されることから、これまでの活動を引き継ぎ、より一層の組織活動および地域活動を進める。

2. 「農地等の利用の最適化に関する指針」の策定

農業委員会法第7条の「農地等の利用の最適化に関する指針」を定めることが義務化されたことから、これまでの活動計画を改め、新たに指針を定め、農業委員会活動を進める。

3. 農地の有効活用の推進

市街化区域以外については、令和5年4月1日に施行の改正農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画や目標地図の作成に着実に取り組む。あわせて、農地中間管理事業等の周知と活用を進める。

都市農地については、生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法による貸借のマッチング活動を行う。さらに、農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」を農業委員会で整備することで、都市農業・農地の利用促進につなげていく。

4. 農業者の意見集約と関係行政機関等への意見の提出

農業委員会は、関係行政機関等に対し必要と認められたときは農地利用最適化推進施策の改善等について具体的意見を提出することが義務づけられ、意見を提出された関係行政機関等は施策の実施等にあたってはその意見を考慮しなくてはならないと農業委員会法第38条に規定されている。農業者の意見を集約し、関係行政機関に対し意見の提出等を行う。

5. 農業後継者等新たな担い手への支援活動

都市農地貸借円滑化法の施行により、市街化区域においても、認定新規就農者制度の具体的な活用が可能となった。今後は、認定農業者制度とあわせ農業後継者等も対象に認定新規就農者制度等の周知と活用を進める。

6. 農業者や地域住民に向けた情報活動の推進

啓発資料等を活用し、農業者には農地制度等の情報提供を行い、住民へは地域農業への理解を深める情報提供活動に取り組む。

II 統一活動

1. 農業委員会組織活動

- 1) 担い手の育成と農業経営支援活動
- 2) 農業と市民との架け橋活動

2. 農業委員・農地利用最適化推進委員日常活動

- 1) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの活用の推進
- 2) 農地の肥培管理と利用促進
- 3) 農業者への支援活動
- 4) 地域農業の確立に向けた連携活動

令和5年2月16日

第64回東京都農業委員会・農業者大会